

## 船舶事故等調査報告書

平成24年8月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第38号		
事故等種類	衝突（橋脚）		
発生日時	平成23年11月27日 06時30分ごろ		
発生場所	高知県土佐市宇佐港宇佐大橋 土佐市所在の白ノ鼻灯台から真方位 $295^{\circ} 2,350\text{m}$ 付近 （概位 北緯 $33^{\circ} 26.4'$ 東経 $133^{\circ} 26.4'$ ）		
事故等調査の経過	平成24年4月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。		
事実情報			
船種船名、総トン数	漁船 第三十八しんこう丸、199トン		
船舶番号、船舶所有者等	133014、有限会社戸田水産		
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）		
死傷者等	なし		
損傷	右舷中央部外板に凹損		
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、空船で手動操舵により約4ノット（kn）の対地速力とし、小型船に誘導されて宇佐港内の宇佐大橋下を南進中、船長が、誘導船を見失い、誘導船との追突を避けるために機関を中立にしたところ、平成23年11月27日06時30分ごろ、潮流により圧流され、右舷中央部が宇佐大橋中央部の橋脚（以下「本件橋脚」という。）に衝突した。		
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2 海象：潮汐 上げ潮の末期、潮流 南西流約4kn 日出時刻：06時48分		
その他の事項	船長は、本事故発生場所の航行経験が4回程度あったが、日出前の航行は今回が初めてであった。 誘導船は、総トン数が約0.5トンであり、薄明時では船体及び灯火が見えにくく、速力が遅かった。		
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、宇佐港宇佐大橋下を南進中、船長が潮流による圧流を考慮した適切な操船を行わなかつたことから、本件橋脚に衝突したものと考えられる。	
原因	本事故は、日出前の薄明時、本船が、宇佐港宇佐大橋下を南進中、船長が潮流による圧流を考慮した適切な操船を行わなかつたため、本件橋脚に衝突したことにより発生したものと考えられる。		
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・日出を待ち、潮流が弱まってから航行すること。		